

令和3年第7回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年7月19日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後1時55分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	—	—
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	○
	4	須川 朋和	○	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	○
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	○	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長 議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 このメンバーでの最後の総会ということになりますが、よろしく願いいたします。 それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p> <p>ただいまから、令和3年第7回業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、4番 須川朋和委員、5番 野村千江子委員にお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第21号議案 農地法第5条の規定によ る許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいので、この案を提出する ものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案 書3ページに記載のとおりです。 申請地は〇〇の東およそ80mの位置にある農地になります。詳しくは議案書4ページの位置図、5 ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、違反等も無く適正に管理されている様子でした。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>申請地は住宅が密集する集落の中にあり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地が無いため許可相当となるものと思われます。</p> <p>譲受人は〇〇市に本社を構え、主に建売分譲住宅の建築・販売等を行う法人で、申請地に建売分譲住宅2棟を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、6ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われます。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
	議 長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願ひします。
	松本委員	特に意見はありません。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。
		申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
		〔質疑なし〕
	議 長	よろしいですか。無いようなので採決に移ります。
		第21号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。
		〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第21号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
		続きまして事務局は2番の説明をお願ひします。

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇の道向かいにある農地になります。詳しくは議案書4ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等も無く適正に管理されている様子でした。</p> <p>申請地は住宅が密集する集落の中にあり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。本案件では周辺に代替できる土地が無い場合許可相当となるものと思われま</p> <p>譲受人が現在住んでいる住宅は老朽化が著しく、建て替えを計画するにあたり、既存の敷地は狭く形状も悪いため、申請地を購入し、敷地を拡張したうえで住宅を建替える目的での申請となります。計画の詳細については、8ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われま</p>
	議長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	松本委員	特にありません。
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第21号議案2番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	全員賛成ということで、第21号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたし

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第22号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について</p>	議長	<p>ます。</p> <p>続きまして、日程第3 第22号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意見を決定したいので、この案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>神川町農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。こちらは農林公社が集積した農地を耕作者に配分するものです。現在公社管理地になっておりますが、新たな借り手が決まりましたので再配分するものです。受人は〇〇地区に住んでおり、主に胡瓜の栽培をおこなっている方になります。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤推進委員	<p>この配分計画の様式は先月までと違うようですが、何か理由はあるのですか。</p>
	事務局	<p>農地中間管理事業法の改正に伴いまして、新しい様式として6月ごろに送られていたのですが、気付くのが遅れてしまったため、今回から新しい様式に変更いたしました。</p>
	佐藤推進委員	<p>改正があった訳ですね。こういう変更があったら一言説明してもらえると助かります。</p>
	事務局	<p>承知しました。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	<p>議 長</p> <p>佐藤推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第22号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第22号議案については異議なしと決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しました。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>3年もの長きにわたり、皆さまのご協力を賜りありがとうございました。皆さまのご健勝をご祈念申し上げます。総会を閉会といたします。</p>